

◎新潟県選挙管理委員会告示第55号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、アサギ色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>せいとう た 政 党 その 他 の せい し だん たい の 政治 団 体 の めいしやう また りやくしやう 名称 又は 略称</p>	
<p>Blank area for writing the name of the political party or group.</p>	<p>ちゆう い (注意) 第四十八回 衆議院 欄内 比例代表選出議員選挙投票 に 一 つ 書 く こと。 せいとう 政党その他の政治団体の名称又は略称は、 めいしやう また りやくしやう</p> 